

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	協働事業紹介リーフレット作成等委託について
----	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部地域調整課管理係）

## 事業の概要

事業名	協働事業紹介リーフレット作成等
担当課	地域文化部地域調整課
目的	公募により募集した区民を対象に実施する協働レポーター養成講座を修了した者等から希望する者を募り、編集委員会を立上げ、協働事業提案制度及びNPO活動資金助成による実施事業を取材し、記事を作成する。これらの記事を冊子にまとめ、一般市民の目を通した報告・情報発信を行うことで、より多くの区民の協働事業への理解・参加や職員の意識改革、また、協働推進基金のさらなる趣旨普及を図る。
対象者	編集委員会に参加する区民
事業内容	<p>協働レポーター養成講座の修了者及び21年度地域人財塾特別講座「取材～編集術講座」を受講した者から希望する者を募り、編集委員会（10名程度）を立上げ、専門家（講師）による指導のもと、以下の冊子を作成する。</p> <p>NPO活動資金助成事業紹介冊子の作成</p> <p>平成21年度に実施した事業について、実施者にインタビュー取材を行い、助成事業を紹介する冊子を作成する。</p> <p>協働事業提案制度による実施事業紹介リーフレットの作成</p> <p>平成22年度実施事業について、現地取材を行い、提案事業を紹介するリーフレットを作成する。</p>

## 件名 協働事業紹介リーフレット作成等委託について

保有課(担当課)	地域文化部地域調整課
登録業務の名称	協働事業紹介リーフレット作成委託
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 養成講座等を修了し、編集委員会に参加した区民の以下の情報 氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体、紙
委託理由	本事業では、編集委員会での活動を通じ、区内で行われている様々な協働事業や市民活動を取材・発信することができる「協働レポーター」を養成すること、また、より多くの区民に協働事業や市民活動に対する関心と理解を深めてもらうため、区民にとってフリーペーパーのような“読み易い”記事を作成することを目的としている。 そのため、フリーペーパーの編集長の経験がある者等の専門知識に基づく研修・指導が必要である。
委託の内容	取材・編集の基礎的知識を身につけるための4回程度の連続講座を修了した者等から希望する者を募り、編集委員会を立上げ、以下の冊子等を作成する。 【NPO活動資金助成事業紹介冊子の作成】 編集委員会に参加した区民が取材し、作成した記事を指導・添削して完成させ、同冊子を作成し、納品する。 【協働事業提案制度による実施事業紹介リーフレットの作成】 編集委員会に参加した区民が取材し、作成した記事を指導・添削して完成させ、同リーフレットを作成し、納品する。
委託の開始時期及び期限	平成22年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。